

# 甲府市水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機貸出要綱

令和6年11月25日

環第2号

## (目的)

第1 この要綱は、水素の利活用を促進するため市が整備を行った別表に掲げる水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機（以下「貸出物品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (貸出要件)

第2 市内に本店、営業所、事業所がある事業者及びその他市長が認める事業者等が、貸出物品を試用する場合は、市の業務に支障のない範囲で、貸出しを行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 貸出物品を使用し製作した製品等を販売するなど、営利活動を行うことを目的とするとき。
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を行うことを目的とするとき。
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 使用する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか貸出物品の使用を不適切と認めるとき。

## (貸出期間)

第3 貸出物品の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

2 貸出期間内で、市の事業等において貸出物品が必要な事象が生じた場合は、市長は貸出期間を短縮し、貸出しを行う者に対し、返却を求めることができる。

## (貸出料等)

第4 貸出料は、無料とする。ただし、貸出物品の使用に必要な消耗品等に要する費用は、すべて貸出しを受ける者の負担とする。

## (貸出しの申請)

第5 貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、希望する日の2週間前を目途に、貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。また、市長は必要に応じて、追加の書類の提出を求めることができる。

## (貸出しの決定等)

第6 市長は、貸出申請書の提出があった場合、申請内容を審査し、申請者へ承認又は不

承認を決定通知書（第2号様式）で通知するものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は、申請書の提出日が早い申請者を優先することを前提に、市長が貸出期間を決定するものとする。

2 前項により承認の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出期間中、決定通知書を所持し、市の求めに対し提示することができるようにしなければならない。

（貸出し及び返却）

第7 使用者は、決定通知書に記載された貸出期間内に返却しなければならない。

2 貸出物品の貸出し及び返却に要する費用は、すべて使用者が負担するものとする。

3 貸出し及び返却は、市長が定める場所において、市の職員の立会いのもとに行うものとする。

（遵守事項）

第8 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出物品の取扱説明書の内容を理解したうえで、正しい手順等で操作を行うこと。

(2) 貸出物品を貸出申請書に記載の使用目的以外に使用しないこと。

(3) 貸出物品の破損又は滅失をしないように注意すること。

(4) 貸出物品の形状を変え、又は改造しないこと。

(5) 貸出物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。

（貸出しの取消）

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸出物品を返却させることができる。

(1) 使用者が本要綱に掲げる事項に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上、市長が特に必要があると認めるとき。

（損害賠償）

第10 使用者は、貸出期間中に貸出物品を破損又は滅失させたときは、直ちに市にその旨を報告するとともに、使用者の負担において市の指定する事業所者が修理を行う、又はその相当額を市に賠償しなければならない。ただし、天災地変等、その他市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

（責任）

第11 使用者は、貸出物品の使用中に発生した事故や損害について全ての責任を負うものとする。市は、貸出物品の貸出しにより発生したいかなる損害についても責任を負わないものとする。

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

別表

品名	水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機「サンウェルダー」（サンウェル株式会社製）
型式	SW-134（AC/100V）
標準装備	エバポレータタンク、バルブ付ハンドトーチ、トーチチップ（#18～23）、トーチホース、ジョーゴ
数量	一式

第1号様式（第5関係）

水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機貸出申請書

年 月 日

申請者	企業名等	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
貸出希望期間	番号に○をお願いします。 1    _____ 年 _____ 月（上旬・中旬・下旬）頃のうち _____ 週間（上限2週間） 2    時期の希望はない。 _____ 週間（上限2週間）	
使用目的		
私は、甲府市水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機貸出要綱を承諾し、その記載事項を遵守します。		
_____ 年    _____ 月    _____ 日		
企業名等： _____		
代表者名（自署）： _____ 印		
注意事項	本申請書は、必要事項を全て記入し、提出先に提出してください。申請内容に不備等がある場合、審査の対象外となることがあります。申請書の提出後、審査結果について後日ご連絡いたします。	

【提出先】

甲府市役所 環境部環境政策課

水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機貸出決定通知書

様

甲府市長

年 月 日付けで申請がありました、水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機の貸出しについて、  
甲府市水素酸素混合ガス発生装置及び溶接機貸出要綱（令和6年11月環第2号）の第6に基づき、

{ 次の条件を付して承認することを } 決定します。  
{ 以下の理由により不承認とすることを }

貸出期間	年 月 日 から 年 月 日
条件	
備考 (不承認理由)	